

ご請求はお早めに

日本年金機構から封書が届いた方が対象です。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構へお問合せください。

【給付金専用ダイヤル】 0570-05-4092(ナビダイヤル)

■対象

老齢基礎年金受給者	障害基礎年金・遺族基礎年金受給者
以下の要件をすべて満たしている必要があります ・ 65 歳以上である。 ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。 ・ 前年の年金収入額※1 とその他の所得額の合計が昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者は 88 万 7,700 円、同月 2 日以後に生まれた者は 88 万 9,300 円以下※2 である。 ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。 ※2 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者は 78 万 7,700 円を超え 88 万 7,700 円以下、同月 2 日以後に生まれた者は 78 万 9,300 円を超え 88 万 9,300 円以下の場合、[補足的老齢年金生活者支援給付金] を支給。	以下の要件をすべて満たしている必要があります ・ 障害基礎年金の受給者である。 ・ 遺族基礎年金の受給者である。 ・ 前年の所得額※3 が 472 万 1,000 円以下※4 である。 ※3 障害基礎年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※4 扶養親族等の数に応じて増額。

■請求手続

対象になる方には、9 月頃より日本年金機構から、請求可能なお知らせが送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。



「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きすることはありませんし、手数料などの金銭を求めることはありません。

不審に感じたら、日本年金機構（半田年金事務所 21-2375）や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



■問合せ 住民課 内線 358